

小平市青少年対策第十三小学校地区委員会会則

平成 15 年 5 月一部改定

第 1 条 (名称・区域)

本会は小平市青少年対策第十三小学校地区委員会といい、小平市第十三小学通学区をその区域とする。

第 2 条 (事務局)

本会の事務局は小平市第十三小学校内に置く。

第 3 条 (目的)

本会は青少年問題の重要性を考え、地域社会の力を集め、地域の実績に応じた施策を実行し、青少年の健全育成を計ることを目的とする。

第 4 条 (活動目的)

本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- ① 青少年の自主活動の促進。
- ② 青少年のための文化行事の実施並びに文化施設の整備。
- ③ 青少年をめぐる社会環境の浄化。
- ④ 児童福祉対策の強化。
- ⑤ 青少年問題に関する成人の学習機会の提供。
- ⑥ 青少年に関する広報。
- ⑦ 地域の住民組織、青少年団体、委託指導及び公的機関との相互連絡調整。
- ⑧ その他青少年の健全育成に必要なこと。

第 5 条 (組織)

本会は次に掲げるもので構成する。

- ① 地域に居住する青少年協議会委員。
- ② 小平十三小、小平二中の教員代表及び生活指導担当教諭。
- ③ 小平十三小学校青少年対策委員、小平二中 PTA 代表及び地区内の地域委員。
- ④ 地区内に関係する青少年委員、体操指導委員、スポーツボランティア委員。
- ⑤ 地区内に居住する民生・児童委員、保護司。
- ⑥ 地区内にある自治会、町内会の代表。
- ⑦ 地区内にある青少年団体及び青少年問題に取り組んでいる団体の代表。
- ⑧ その他本部が必要と認めたもの。

第6条（役員及び会計監査）

本会は次のとおり役員及び会計監査を置く。

- ①会長 1名 ②副会長 2名 ③書記 2名 ④会計 2名 ⑤会計監査 2名
⑥行事委員長・副委員長 各1名 ⑦広報委員長・副委員長 各1名

役員の任期は2年とする、但し再任は妨げない。

会計監査の任期は1年とする、但し再任は妨げない。

第7条（常任委員）

第5条に構成員を本会の常任委員とする。

第8条（専門委員会）

本会は事業を円滑に遂行するため、専門委員会を作ることができる。専門委員会の長及び副は常任委員の互選による。

第9条（専任及び職務）

- ① 役員及び会計監査は総会で選出する。
- ② 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- ③ 副会長は会長を補佐し、会長が職務遂行困難な場合、その職務を代行する。
- ④ 書記は会議及び行事等の経過を記録保存する。
- ⑤ 会計は財務を処理し、財産を管理する。
- ⑥ 会計監査は会計を監査する。

第10条（会議）

本会の会議は総会、運営委員会、役員会、及び各専門委員会とする。

- ① 総会は年1回開く、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- ② 運営委員会は原則として月1回開き、役員及び常任委員で構成する。
- ③ 各運営専門委員会は必要に応じて開く。

第11条（総会）

総会は次の事項を審議する。

- ①会則の改廃
- ②事業報告及び決算報告
- ③事業計画及び予算案
- ④役員の承認
- ⑤その他必要な事項

第12条（会計）

本会の経費は小平市の交付金及びその他の収入をもってあてる。会計年度は4月1日に始まり翌年3月末に終わる。

第13条（付則）

役員及び専門委員会の長、副は次年度の活動の円滑な運営と、役員育成を目的として2年の在籍とする。